

年管発 0319 第 3 号
令和 7 年 3 月 19 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長
日 本 年 金 機 構 理 事 長
市 町 村 長 } 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を
改正する政令の公布について（通知）

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 65 号。以下「改正政令」という。）（別添）が本日公布・施行される。

改正政令のうち、国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和 35 年政令第 122 号）等に係る改正内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知の上、その実施に遺漏なきよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の趣旨

国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に係る市町村等の事務費に対する交付金（以下「事務費交付金」という。）の基準額は、人件費と物件費を算定基礎として算出しており、当該人件費については、国家公務員の給与を基準として設定している。

そのため、毎年度、人事院勧告に基づく国家公務員給与改定等に伴って人件費に変動が生じることから、各制度における事務費交付金の基準額の見直しを行っている。今年度も人事院勧告に基づく給与改定が行われたことから、所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

（1）国民年金の事務費交付金の基準額の改定（改正政令第 1 条関係）

令和 6 年度における国民年金に係る事務費交付金の算定の基礎となる被保険者、受給権者及び保険料免除者一人当たり並びに福祉年金受給権者一人当たりの基準額について、所要の改正を行う。

（被保険者一人当たり）	987円→1,009円
（受給権者一人当たり）	738円→ 754円
（保険料免除者一人当たり）	2,022円→2,066円
（福祉年金受給権者一人当たり）	58円→ 60円

(2) 特別障害給付金の事務費交付金の基準額の改定（改正政令第3条関係）

令和6年度における特別障害給付金に係る事務費交付金の算定の基礎となる認定を受けた特定障害者一人当たりの基準額について、所要の改定を行う。

（特定障害者一人当たり） 2,601円→2,662円

(3) 年金生活者支援給付金の事務費交付金の基準単価の改定（改正政令第4条関係）

令和6年度における年金生活者支援給付金に係る事務費交付金の算定の基礎となる認定の請求一件当たりの基準額について、所要の改定を行う。

（認定の請求一件当たり） 2,131円→2,180円

第3 施行期日

改正政令は、公布の日から施行し、令和6年度分として交付する事務費交付金から適用する。

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣 石 破 茂

政令第六十五号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十四条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第二十条及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第一条 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「九百八十七円」を「千九円」に改め、同条第二号中「七百三十八円」を「七百五十四円」に改め、同条第三号中「二千二十二円」を「二千六十六円」に改め、同条第四号中「五十八円」を「六十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千九百三十一円」を「千九百八十五円」に改める。

第二条中「千九百三十一円」を「千九百八十五円」に、「三千八百八十五円」を「三千九百九十三円」に改める。

第三条中「千九百五十四円」を「二千八円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第四百十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「二千六百一円」を「二千六百六十二円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「二千三百三十一円」を「二千百八十円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条令和六年度分として交付する交付金

二 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 令和六年度分として交付する事務費

三 第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 令和六年度分として交付する交付金

四 第四条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 令和六年度分として交付する交付金

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石 破 茂